

町要綱関係

目 次

1. 大山崎町留守家庭児童会育成事業運営要綱
2. 大山崎町留守家庭児童会育成事業運営協議会運営要領
3. 大山崎町留守家庭児童会指導の重点と留意点

大山崎町留守家庭児童会育成事業運営要綱

(目的)

第1条 留守家庭児童会育成事業（以下「事業」という。）は、放課後その保護者が共働きその他の事情により、保護育成を受けられない状態にある低学年児童を対象に、留守家庭児童会の集団生活の中で豊かな心身を養い、児童を健やかに育成することを目的とする。

(事業主体)

第2条 事業は、大山崎町教育委員会が行うものとする。

(運営協議会)

第3条 事業の円滑な運営及び効率化を図るため、大山崎町留守家庭児童会育成事業運営協議会（以下「協議会」という。）を置くものとする。

2 協議会はその目的を達成するため、必要に応じて会議を開催する。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 町立小学校長

(3) 留守家庭児童保護者組織代表

(4) 行政関係職員

(5) 社会教育指導員

(6) 留守家庭児童会指導員

(7) 町民による公募委員

4 協議会の運営は、別に定める「大山崎町留守家庭児童会育成事業運営協議会運営要領」に基づいて行う。

(対象児童)

第4条 大山崎町内に住所を有する者で、大山崎町立小学校又は府立特別支援学校に在学する小学1年生から4年生までの児童（以下「児童」という。）で次の各号の一に該当するものとする。

(1) 児童の保護者等が就労のため、日常家庭を留守にし、家庭保育ができない場合

(2) 保護者が疾病・出産・天災等により、児童の家庭保育ができない場合は期間を定めて特別入会することができる。

(3) 両親のいずれかが死亡・行方不明等により、同居の親族その他のものが、その児童保育にあたることができない場合

2 前項の規定にかかわらずその他保育が必要と認められる場合

(留守家庭児童会の名称及び設置場所)

第5条 留守家庭児童会の設置場所及び名称は、次のとおりとする。

大山崎小学校内 なかよしクラブ ともだちクラブ

第二大山崎小学校内 でっかいクラブ

(施設の管理・利用)

第6条 事業の用に供する施設は、教育委員会が管理する。

- 2 その他、学校教育・社会教育・児童福祉活動との連携を図りながらボランティア活動等の健全な育成のためにこれら施設を利用することができる。

(事業実施及び時間)

第7条 事業は日曜・祝日及び8月13日から17日まで、12月29日から1月4日まで、及び3月31日（3月31日が日曜に当たる場合はその前日）を除いて毎日行うものとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、振替または中止することができる。

- 2 実施時間は児童の下校時から午後6時までとし、土曜日については午後0時から午後6時までとする。但し日曜、祝日以外の学校休校日は午前8時30分から午後5時30分までとし、季節その他の条件により時間を変更して運営することができる。

(指導員)

第8条 指導員は児童の育成指導に熱意を有するもので、教員、社会教育主事の免許を有するもの、または社会教育関係団体で指導者としての経験を有するもの、児童福祉法による保育士の資格を有するもの等児童の指導についての知識経験を有するものを教育委員会が任用する。

- 2 指導員は教育委員会の指導方針に基づき、適切な指導を行うとともに保護者等に対し当該児童の指導育成上必要な事項を常に連絡しその後の指導について理解を深めるよう努める。

(指導内容)

第9条 児童の指導内容については、文化活動・体育・レクリエーション活動・学習活動を通じて教育的配慮をもって生活指導に努める。

(入会手続き)

第10条 第4条に掲げた対象児童を持つ保護者のうち、児童の入会を希望する保護者は留守家庭児童会入会申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ第4条に該当することを証明する書類を添付し教育委員会に提出しなければならない。

- 2 入会決定の通知は、大山崎町留守家庭児童会入会決定通知書（様式第2号）を保護者に送付する。

(退会及び休会手続き)

第11条 入会中の児童が第4条に掲げた対象児童に該当しなくなったときは、退会しなければならない。

- 2 保護者の都合で退会させようとするとき、又は、引き続き1カ月以上休会させようとするときは、留守家庭児童会退会（休会）届け（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、児童が前項に該当すると認めたときは、留守家庭児童会退会決定通知

書（様式第 4 号）を保護者に通知する。

（保護者）

第 12 条 保護者は児童の育成と事業に対し責任感を持ち、当事業の発展に積極的に協力する。

（協力金）

第 13 条 保護者は別に定める基準に基づき算定された協力金及び児童に対する間食その他特別な事業を実施するに必要な経費を負担するものとする。

（備付諸台帳等）

第 14 条 事業の合理的な運営に資するため、次の諸台帳を備えておかなければならない。

(1) 児童台帳（様式第 5 号）

(2) 指導日誌（様式第 6 号）

(3) 出席簿（様式第 7 号）

(4) 経理関係帳簿

(5) 施設台帳

(6) 備品台帳

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるものの他、実施につき必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は公布の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

2 この要綱は公布の日から施行し、平成 5 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

3 この要綱は公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

4 この要綱は公布の日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

5 この要綱は公布の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

6 この要綱は公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

7 この要綱は公布の日から施行し、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。ただし、第 5 条の改正規定については、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

大山崎町留守家庭児童会育成事業運営協議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、大山崎町留守家庭児童会育成事業運営要綱第3条に基づき設置する大山崎町留守家庭児童会育成事業運営協議会（以下「協議会」という。）の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を実施する。

- 2 事業の運営上必要な事項について協議する。
- 3 その他、協議会の目的を達成するための会議を開催する。

(委員の構成)

第3条 協議会の委員は10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者（3人以内）
- (2) 町立小学校長（1人）
- (3) 留守家庭児童保護者組織代表（1人）
- (4) 行政関係職員（1人）
- (5) 社会教育指導員（1人）
- (6) 留守家庭児童会指導員（1人）
- (7) 町民による公募委員（2人以内）

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、残任期間とする。

(役員及び職務)

第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置き、その選出は委員の互選による。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が、公開することにより会議の運営に支障を来す恐れがあると認めた場合は、協議会の一部又は全部を非公開とするこ

とができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、大山崎町教育委員会生涯学習課に置き、事務局長は教育長が任命する。

(その他)

第10条 この運営要領に定めるものの他、必要な事項は会議に諮り定める。

附 則

1 この要領は公布の日から施行し、昭和63年1月26日から適用する。

附 則

2 この要領は公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

3 この要領は公布の日から施行し、平成11年1月1日から適用する。

附 則

4 この要領は公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

5 この要領は公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

大山崎町留守家庭児童会指導の重点と留意点

大山崎町留守家庭児童会育成事業の指導をするにあたり、今年度、特に努力すべき指導内容の重点と留意点を次のようにして進めていきます。

I、指導の重点

- 1、生命の尊重を徹底させ、みずから発達する力と、生きる意欲を育てるよう指導する
 - ※ “命の尊さ”をみんなで自覚、認識しあう取り組み
 - ※ 一人ひとりの子どもの状況を正しくつかむ指導
 - ※ 安全指導の徹底
 - ※ 仕事、あそびなどに意欲をもち、最後までやりぬく力を身につける
- 2、基本的な生活習慣を体得させ、生活をきりひらく術と意欲をもった身体づくり
 - ※ 生活リズムの確立—父母と共に 家庭—学校—地域
 - ※ みんなで決めたきまりをみんなで身につける指導
 - ※ 体力をつける
- 3、生活学習、生活勉強の重視
 - ～自然と社会に対する科学的認識を身につける～
 - ※ 学校での基礎学力を生活の場で生かせることが自覚できる指導
 - ※ 自覚性を高める話しことばと思考力づくり
- 4、異年齢集団の中での成長を重視する人格づくり
 - ※ 異年齢集団の中での役割、分担を通し主人公としての自覚
 - ※ 集団の中での約束、きまりごとの重視

II、指導上の留意点

- 1、指導を進める際は、父母等の関係者に現状と課題を提起し、理解、協力を深める
- 2、地域、学校等のつながりを重視し、全体の子どもの状況を正しくつかみ、共に協力、理解をすすめていく
- 3、指導員研修に努め、指導の向上をめざす

めざす子ども像

- ※ ふるさと大山崎の自然を大切にし、ふるさとをみつめ、自然を認識していける子どもに
- ※ みんなで力をあわせ、決めたことは守り、自分の意見をいえる子どもに
- ※ 手、足、頭をつかい、自分たちであそびや活動をつくっていく子どもに
- ※ 働くことにほこりをもち、喜びをもてる子どもに
- ※ 命を大切にし、生きる意欲、生活をつくっていける子どもに